

令和7年第16回甲賀市教育委員会（定例会）会議録

開催日時	令和7年9月22日（月） 午後2時00分から午後3時34分	
開催場所	甲賀市役所 4階 教育委員会室	
出席委員	教育長	立岡 秀寿
	教育長職務代理者	野口 喜代美
	委員	松山 顕子
	委員	池田 吉希
	委員	青木 秀樹
事務局出席者	教育部長	松本 忠
	理事（社会教育・スポーツ担当）	福井 厚司
	理事（国スポ・障スポ推進担当）	樋口 泰司
	次長（再編担当）	松下 泰也
	次長（総務・管理担当）	前田 正
	次長（学校教育担当）	小島 靖弘
	教育総務課長	井上 大樹
	学校教育課長補佐	中井 佑輔
	社会教育スポーツ課長	林 英明
	教育総務課長補佐	望月 一美
書記	国スポ・障スポ推進室長補佐	島田 聡
傍聴者	0名	

議決・報告事項は次のとおりである。

1. 会議録の承認

- (1) 令和7年第12回甲賀市教育委員会（定例会）会議録の承認
- (2) 令和7年第13回甲賀市教育委員会（定例会）会議録の承認
- (3) 令和7年第14回甲賀市教育委員会（臨時会）会議録の承認

2. 報告事項

- (1) 9月 教育長 教育行政報告
- (2) 市内小中学校における児童生徒の状況報告について

3. 協議事項

- (1) 議案第64号 甲賀市少年センター協議会委員の委嘱又は任命について
- (2) 議案第65号 甲賀市部活動地域移行検討協議会設置要綱の一部改正について
- (3) 議案第66号 第2次甲賀市小中学校再編計画（基本計画）の策定について

4. その他、連絡事項など

- (1) 近江バラス株式会社安定型産業廃棄物最終処分場建設事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について
- (2) 甲賀市教育委員会（10月定例会）について
- (3) 甲賀市教育委員会委員協議会（10月）について

◎教育委員会会議

〔開会 午後２時００分〕

次長（総務・管理担当） 改めまして、皆さんこんにちは。本日は何かとご多用の中お集まりいただきましてありがとうございます。

ただ今から、令和７年第１６回甲賀市教育委員会定例会を開会いたします。まず始めに、甲賀市市民憲章の唱和を行います。

皆様ご起立ください。

（一同 市民憲章唱和）

次長（総務・管理担当） ありがとうございます。ご着席ください。

それでは、開会にあたりまして立岡教育長からご挨拶を賜り、引き続きまして議事の進行をお願いいたします。

教育長 改めまして皆さんこんにちは。

ようやく夏の終わり、秋の訪れが感じられ、忘れていた少し寒いというような感覚を思い出し、朝夕にそんな寒さを肌で感じられることとなりました。夏の総括として、気温の最高記録を更新した群馬県伊勢崎市の４１．８度をはじめ、３０地点で４０度超えを観測いたしました。そんな状況を鑑みて、気象庁は４０度超えの日を酷暑日というように呼ぼうかと検討し候補として挙がっているようです。世界の平均気温が１００年間で０．７７度上昇する一方で、日本は何と１００年間で１．４度、倍のスピードで上昇をしています。１００年間で１．４度というのはなかなかピンとこないと思うのですが、例えば、氷河期は今から２万年前ですが、今と平均気温で５度しか変わりません。５度低かったときに氷河期なんです。それも２万年かけて５度上昇したわけで、今その計算で同じように１００年先でいけば、日本は２００度を超えてしまうような気温になってしまうことになります。本当に日本に住む人は生き残れるのでしょうか。生き延びられるのでしょうか心配になるところです。

この生き延びるということ、以前私、「問いを持つ部族は生き延びたが、答えを持った部族は滅んだ」ということ、夏休みに読んだ本の紹介をした話があったと思うのですが、もう一度考えてみますと、答え

を持ったと思った瞬間に考えることをやめる。もう知っている、これが答えだと信じる中で、新しい変化に気がつかない。柔軟な対応を失うという、これが滅びに繋がるというふうに思っています。

一方、問いを持つと、常に考えて学びを続ける中で、変化に適応してこの道が正しいのか、もっと良い方法はないのか、どう自然と共存すべきかなど、その問いは未来へ繋がっていきます。これを今の教育の中に置き換えますと、答えはある意味、知識や技能であって、問いは思考力や判断力や表現力、そして学びに向かう力に置き換えられるのではないかと思います。変化が激しいこれからの未来を生きる子どもたちにとって、問いを持って、課題を探究し、他者と協働しながら未来を切り拓いていく力が不可欠となります。学校においても、子どもの力を引き出せる「子どもを主語」とした探究的な学びの展開が求められます。県の総合教育センターの研修も、ハウツー型、方法論ハウツー伝達型から、教職員が主体的対話的に学ぶことを大切にして、一人ひとりが問いを持って、他者と対話し、省察していきながら自己理解や成長に繋がる気づきを醸成する。そんな時間と空間を大切にする研修を目指しています。見つけた楽しさやもっと知りたいという不満足感で問い続ける研修、さらに実践していくエネルギーが湧く研修、学びを目指して、探究型研修をしています。昨日出席いたしました淡海学園の運動会におきまして、生徒会種目だけではなくて運動会の開催全体について、企画段階から、これまでの種目や運営に生徒に問いを持たせながら、主体的に参画させて子どもたちの運動会を作り上げたという、校長先生、園長先生の話がありました。現場でも、しっかりと今目指している方向性を一にしながら、実践が進められている姿を目にしたところです。進む少子化でありますとか、子どもの多様化にあって、学校教育は今本当に喫緊の課題にも向き合いながら、なおかつ新たな像を求めて、試行錯誤しつつ、その代表的なものとして学習指導要領が作成されています。何を変えて、何を守るべきか。悩ましいところですが、そのヒントは意外なところにあるかもしれないという記事がありました。

先日、天皇陛下がモンゴルを訪問されたときに立ち寄られた新モンゴル学園という学校があるのですが、カリキュラムから制服制度、給食、部活、あらゆるところが日本の学校そのまま手本にして運営されています。前にも少し触れましたが、エジプトをはじめとする複数のアフリカの小学校でも、日直や清掃活動を取り入れて、学校行事などの特別活動を通して、規律や協調性を学ぶことが特徴だと言われている日本型教育を進めています。本当に何を残し、何を守るべきかという、その答えとして守るべき日本の教育の大切な姿がそこにあるのかと思ったところです。

最後に、東京大学の教育史を専攻されています、小国喜弘教授の話を紹介します。時代ごとに学習内容や指導方法を見直すことは大切だが、人間同士で教え、学び合うという学校の本質を忘れてはいけない。子どもは、教員や友達との信頼関係の中で、安心して挑戦したり失敗したりして成長するものである。学校運営は効率化できても、子どもの成長は効率化はできない。やはり労力をかけて人を育てることは、未来に対する教員の責任だという先生の言葉が深く心に響きました。

皆さんに伝えておきたいと思いました。

それでは、本日も次第に沿って会議を進めさせていただきます。案件は承認3件、報告事項2件、協議事項3件を予定しております。また、1件追加として、その他でもご協議を願いたいと思います。委員の皆様方におかれましては、ご忌憚ない意見、ご指導を賜りますようお願い申しあげまして、第16回教育委員会定例会の開会の挨拶いたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

教育長

それでは、議事に入る前に、本日の案件で、2. 報告事項（2）市内小中学校における児童生徒の状況報告については、内容が個人的なことに関わりますので、非公開とするべきと考えます。非公開とすることにご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に

基づき、3分の2以上の賛成を得ましたので、非公開とさせていただきます。議事の進行にあたり、非公開となる案件につきましては、すべての議事の終了後に進めさせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきます。

はじめに、1. 会議録の承認（1）令和7年第12回甲賀市教育委員会（定例会）会議録の承認、（2）令和7年第13回甲賀市教育委員会（定例会）会議録の承認、（3）令和7年第14回甲賀市教育委員会（臨時会）会議録の承認について、資料1から資料3について、何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 特に、ご質問等ございませんので、ただ今の1. 会議録の承認については、原案どおり承認することとします。

教育長 それでは、2. 報告事項に移らせていただきます。

8月8日金曜日開催の第13回教育委員会定例会以降の教育長、教育行政報告について、資料4の中から、今日は3件について報告をいたします。

まず1点目は、8月20日水曜日に実施しました教職員の全員研修会についてです。社会の急速な変化のもと、子どもたちの教育のあり方も、新たなフェーズに直面している中、次期学習指導要領が令和12年度から小学校で全面実施される予定となっています。とりわけ、キーワードとなっています多様性、ダイバーシティという言葉が指し示す方向性と意義の確認をまず行いました。一人ひとりの力が発揮されている姿を才気煥発と言いますけれども、そんな姿を目指したいと伝えたところです。

具体的な研修の1点目は、教育研究所における昨年度の調査研究ということで、講義型の事業から子ども自ら課題解決へ向かう授業のあり方について、先生方に取り組んでいただきたい内容を伝えました。これにつきましては、実際に授業もご覧になっていただけたらと思っているものでした。

次に、県教委幼小中教育課児童生徒室の北村室長に、「生徒指導上の

今日的な課題への対応の在り方」と題して講演をいただきました。生徒指導上の今日的な課題への迅速かつ適切な対応を組織としてどのように行うか、SNSの普及に伴う問題行動の未然防止、性的犯罪を起こさない、また、巻き込まれないための指導についてなど、お話いただきました。

その次は、滋賀医大の医学部看護学科の教授、立岡弓子先生に、「子どもたちの“生きる力”を大切に育てる性教育～発達に寄り添う教育的アプローチ」と題しての講演をいただきました。医学の立場から、子どもたちの性に関する正しい知識や理解、自他の生命を大切にする意識の醸成、教職員による性教育の重要性など、学校現場に求められる性教育についてのお話をいただきました。本当に子どもの学びというのは、教職員の学びの相似形だと言われており、各校校長先生のリーダーシップのもと、問いを持ち続ける主体的な先生方の研修実践を促したところです。

次に、2点目は、9月13日、14日に開催されました、第79回国民スポーツ大会、公開競技であるグラウンド・ゴルフ競技であります。

何年もかけて、施設改修・環境整備、競技運営補助、おもてなし等の様々な準備を推進室が中心となって積み上げてきた本大会の開催となりました。全国の都道府県のプラカードが横一列にずらっと整列すると、一気に全国大会の機運が高まって、大きな緊張や興奮が訪れました。甲賀市を会場として開催できることは大きな喜びであって、市民を代表して心から歓迎すること、グラウンド・ゴルフのトップのプレーを間近で見る、そして支えることで感動を味わい勇気をもらうことができる、そんな大会、あるいは、交流と親睦の輪が広がる思い出に残る大会などを目指したいと、市長がご挨拶をされました。13日は、雷雲や雨雲の接近があり、本当に肝を冷やした場面もありましたが、大きな影響もなく、日本グラウンド・ゴルフ協会、あるいは滋賀県、甲賀市のグラウンド・ゴルフ協会の皆様のご尽力によるスムーズな競技進行がなされました。国スポ・障スポ推進室のメンバーのフットワ

ークの軽さ、直面する大小の新たな課題に対してのタイムリーな動きが、その運営をしっかり支えていました。おもてなしのコーナーも多くの人で賑わい、盛り上がりを見せていました。細かな修正箇所は、また、今後のゴルフや軟式野球、サッカーなどの競技において改善しながら、選手も関係者も観客も満足いただける大会を目指したいと思います。期間中、私は、多くの選手の方からも、協会の方からも、こんな気持ちのいい大会、あるいは温かい大会、楽しい大会など、具体的な取り組みを指して、お褒めいただいたことは、推進室のみならず、関係者全員の今後の推進力として、次の競技にも活かしていきたいと思ったところです。

次に、3点目は、9月19日金曜日に開催されました滋賀県更生保護女性連盟第2ブロックの研究協議会の開催についてです。

第2ブロックの6市からそれぞれ、60名から70名もの参加があって、満席の会場で盛大に開催されました。ご承知のように、更生保護女性会の皆様は、社会に対する深い関心と優しさという温かい明かりによって、過ちを犯した人たちへの立ち直り支援と、犯罪のない地域づくりに大きくお力添えをいただいております。会では、初めに基調講演ともいうべき大津保護観察所の西崎勝則所長の湖国の更女、更正女子を縮めて更女と呼ばれますけど、「湖国の更女ここにあり」と題した講演で、更女の歴史や役割、罰によって懲らしめてきたところから立ち直りにシフトしてきた歴史的経過、実践への配慮などについてお話をいただきました。講演で学んだことで、まずは聞いて帰るだけではなくて、まずは行動を起こすことの大切さを特に重点的に伝えられていました。私も常々と思いますが家族はもちろん、他人から誰からでもいいので、大切にしてもらおうことで、自分自身も大切な存在であると気づいて自尊感情が高まる。そのことが、ひいては自他の命を大切にすることに繋がると思っています。社会的に孤立をし、法を犯した人が立ち直り、地域社会の中で再び実りある人生を送っていくための、さらなる行動を起こす女性、更女の活躍をお願いしたいところではあります。

以上、9月の教育長教育行政報告といたします。

教育長 それでは、ただ今の（１）9月教育長教育行政報告について、何かご質問等ございませんでしょうか。

松山委員 いろいろと、ご報告いただきましてありがとうございます。教育長の行政報告の中にもあがっています内容で、私の方からも1点ちょっと補足的にお話しさせていただきたいと思います。8月30、31日と行われました「あいの土山ピアノコンクール」ですけれども、おかげさまで第7回の開催を迎えることができました。無事チャレンジコースを終了しましたことと、それから演奏家コースの方は無事予選を終了させていただきました。演奏家コースにつきましては、予選を通過された方が11月の本選に進まれるわけですけれども、チャレンジコースは1日開催なのでその日に結果発表などございましたが、未就学児部門、それから小学校は低学年部門と高学年部門、それから中学生以上部門っていう部門分けで開催され、未就学児部門と小学生部門におきまして、甲賀市の子どもたちの中から5名の方々が入賞されました。大変嬉しいことだなと思っています。本当でしたら、もっともっと甲賀市の子どもさんにたくさん参加していただきたいですし、入賞もしていただきたいと思っています。それについては、もっともっと甲賀市の文化向上という意味についてもレベルを上げていきたいなと、より多くの人、レベルを上げるとともにより多くの人に楽しんでいただきたいなと思っています。もう少し説明させていただきたいんですが、先ほど教育長の方から、国スポのグラウンド・ゴルフのところで、非常に温かい大会で非常に楽しい大会だったっていうこととお話いただきましたけれども、ピアノコンクールの方も毎年なんですけど、とにかくスタッフの方が温かく、非常に緊張する場で本当だったらグーッと固くなってしまいう場面なんだけれども、おもてなししてくださるそのスタッフの方がとにかく温かく迎え入れてくれるっていうことを感じておられる感想が、本当にたくさんいつもいただいています。スポーツの方でも芸術の方でも、甲賀市で開催されるものは、常に行事ごとが来てくださる方を温かくおもてなしできるということ

は今後も続けていきたいなと思っています。

今年、1つ新たな試みとしまして、参加された方にこれぐらいの小さなメモ用紙のようなものをお渡しして、一言感想をいただきたいということ、お渡しして、全員ではないですけども多数お返しいただいたのですが、その中に子どもたちが、本当に緊張したけれどもやり切ったっていう感想ですとか、本当に緊張してちょっと思ったほど上手くいかなかったのとにかく来年リベンジしたいですとか、それからこのコンクールが審査員の方からあなたの演奏についてアドバイスなり、いろんなご意見をもらえるシステムになっていますので、そのいただいた講評用紙をもとに、本選までにもう1回しっかり準備してとにかくベストを出しに行きたいとか、非常に子どもたちの前向きな気持ちとか感想を書いてくださってる方がすごく多かったので、そうやって頑張ろうとしてる子どもたちにどうやって頑張ってもらおうかっていうことで、経験の豊富な審査員の方からあなたはこうしたらいいですよ、もう少しこんなしたらどうですか、あなたのいいところはこういうところがよかったですよ、っていうような言葉をいただいて、子どもたちの成長をさらに促していくっていうようなことができるのかなと思ひまして、教育っていうのはこういうふうになんでもいつも理想通りできるわけではないですけども、そのように、続けていきたいなと思っておりますので、ちょっと報告させていただきました。

教育長 はい、ありがとうございます。

教育長職務代理者 先ほどのいろいろご報告ありがとうございました。

特に、私が毎年興味というか関心があるのは、先生たちの全員研修会です。今3つに分けてご報告があったのですが、特に時代的なこの背景でいくと、学習指導要領が変わる、かなり変わるらしいというのは先生のご報告の中にもあったと思うのですが、社会的にはいろいろ教育学会のシンポジウムやら中央教育審議会のメンバーが入られて、今後、特に学校主体にどうするかっていうので話されていると思うんですが、聞きたいことは、どういうことを先生たちに一番、この学習

指導要領の改定に向けて強調されたかというのを知りたい。授業時数の弾力化っていうのも言われてますが、それは何か読んでみると、再編をどのようにするかと言うのとどこか重なるなあとあって、読むことがあるんですが、不登校やら特異な才能がある子どもたちが増える中で特別の教育課程を設けていこうとか、先生たちがこれまでいろんな実践が大変だけど、中で積み重ねられたことに基づいて、どのようにして先生のものにして新しい指導要領を、一番大事なもののなので変えていくとかいろいろなことが見えてくるのですが、教育長としてはどういう視点でこのダイバーシティ、新学習指導要領のことを先生たちに伝えようと思われたか、そのあたりのお考えがあれば教えてください。

教育長

挨拶で触れたということですが、ダイバーシティが、その多様性という言葉がキーワードになりますので、その多様性について先ほども触れましたが、「本当に一人ひとりとはもともと多様であるということ」それから、「本当に互いにそれぞれ独立した唯一の存在であるということ」また「その存在をお互いに尊重して認め合わなければいけないということ」で、一緒にいて関わることで人間形成や自己形成を目指していくのだということを、このダイバーシティの考え方として大事にしていくべきだということを、伝えています。その中で、定期的に発表されている部分ではありますが、教育課程においては、先ほどもおっしゃったように、ギフテッドであるとか、不登校であるとか、それぞれの子どもに合わせたカリキュラムを作りそれを認めていく、成績として認めていくことが伝えられています。それから、教育課程自体を、例えば小学校の40分、午前5時制限ということで、1時間の授業時間が45分から40分になって午前に5時限して、午後に時間を設けたり、早く帰らせたりとか、いろいろな柔軟なカリキュラムの対応が認められるということが話されています。さらに、給特法の改正がありますので、やっぱり働き方改革という点が大きな部分であり、教委として働き方改革の数字、残業の時間であるとかを、どんなふうに減らしていくのかという計画を作り、最終は実践の結果や報告

を、総合教育会議の場で報告しなければいけないであるとか、学校も校長の方針として、その1つに、働き方改革を入れる必要や、自分のマネジメントシートの中にもその項目を入れていくというようなことを制度化されています。今までももちろん取り組んでいるのですが、教育委員会は取り組まなければならないとか、学校はこうしなければいけないというように、より規制が強くなってきています。時間とともに内容がオープンになってきますので、そういったことを伝えながら、甲賀市もこんな学校を作っていきたいということを検討していますので、それを私はモデルにして全市内に具体的な像として、その学校の姿で示していきたいと思っています。そんなことを伝えたいつもりです。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

私が、行かしてもらっている学校の先生から連絡があって、総合の時間っていう捉え方や内容を今検討していますと。いろんなテーマがあるのだけど国際教育もぜひやりたいとのことでした。けれどやり方を変えようとされていて、それはどこからか派遣してもらって専門的なことを一方的に聞くのじゃなくて、地域に宝があるから、例えばフィリピンの方に来ていただいて、子どもたちが主体的に取り組むようにして、時間的に、大体総合の国際教育は14時間これまでかけておられた学校ですけど、ちょっとそれが難しくなったけど、違う方法でやりたいということでした。それから日本教育学会のディスカッションではゆとりの教育の中に、特に中学校や高校も含めて、情報教育をやっぱり総合の中に入れていくという動きを、学校の中でも話し合われていると聞いたのですが、情報教育っていうのはそういうゆとりの教育の中にしっかり位置付けられていくのですか。

教育長

この情報教育については、ヨーロッパやアメリカはどちらかというと、制限をかけたり、あるいは本とか書くという活動の見直しを、していっている側なのですが、日本はそうではなくて、デジタルはもう邁進する方向かと思っています。教科書も、デジタル、紙でハイブリッドというような部分で残していこうとしています。委員ご指摘のよう

に、総合的な学習の時間の中に情報教育を新たに、今以上にきちっと段階を踏んで力をつけていけるようなそのカリキュラムを、総合の中に組み込んでいくことが出されています。なので、方向としてはもうそういう方向で、より今以上に情報のリテラシー、力を1人ずつにつけていくという方向です。

教育長職務代理者 何かこう身近で反応を聞いていると、やっぱり学校の中でも意識して話されてるっていうのを感じたものですから。ちょっとお聞きしたいと思いました。

教育長 他に、ご質問等はございませんでしょうか。
(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、(1) 9月教育長教育行政報告は報告事項として終わらせていただきます。

それでは、次に、3. 協議事項に入らせていただきます。(1) 議案第64号甲賀市少年センター協議会委員の委嘱又は任命について資料6に基づき説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 議案第64号甲賀市少年センター協議会委員の委嘱又は任命についての提案理由を申しあげます。

議案第64号につきましては、甲賀市少年センター協議会委員の委嘱又は任命について、委員任期の満了に伴い甲賀市少年センター条例第4条第3項及び4項の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。

任期は、令和7年10月1日から令和9年9月30日までの2年です。

以上、議案第64号甲賀市少年センター協議会委員の委嘱又は任命についての提案説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申しあげます。

教育長 ただ今、議案第64号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、議案第64号について、決定することとしてご異議はご

ざいませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(2) 議案第65号甲賀市部活動地域移行検討協議会設置要綱の一部改正について、資料7に基づき説明を求めます。

学校教育課長補佐 議案第65号甲賀市部活動地域移行検討協議会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について、その提案理由を申しあげます。

令和7年5月16日、スポーツ庁と文化庁の有識者会議である「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」において、部活動の「地域移行」を「地域展開」に変更することが示されたことに伴い、甲賀市部活動地域移行検討協議会設置要綱を改正するものです。

以上、議案第65号甲賀市部活動地域移行検討協議会設置要綱の一部を改正する要綱の制定についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

教育長 ただ今、議案第65号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、議案第65号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(3) 議案第66号第2次甲賀市小中学校再編計画(基本計画)の策定について、資料8に基づき説明を求めます。

教育総務課長 議案第66号第2次甲賀市小中学校再編計画(基本計画)の策定について、その提案理由を申しあげます。

児童生徒数の減少に伴う学校の小規模化により、子どもたちを取り巻く教育環境が大きく変化しております。学習環境にとって大きな問題となっております。その解決に向け、平成27年3月に策定いたしました、甲賀市幼保・小中学校再編計画が令和7年3月をもってその

計画期間を終了しましたことから、その後継となる計画として、第2次甲賀市小中学校再編計画（基本計画）を策定いたします。

本計画は、各地域再編検討協議会からの報告、甲賀市小中学校教育のあり方審議会からの提言や甲賀市学校再編審議会の答申などを踏まえ、また、令和12年度以降において小学校から順次実施が見込まれる「新しい学習指導要領」に対応した甲賀市がめざす学校教育の実現に向け、子どもたちを取り巻くこれからの社会状況を見据えた適正な学校環境を整備するための取り組みの方向性を示した基本計画として策定するものです。

当計画の策定にあたりましては、策定方針、たたき台及び素案の各段階並びにパブリック・コメントの実施及びその結果について、庁議、市議会、そして教育委員会の皆様に慎重にご検討いただくとともに、6月10日に開催いたしました第1回総合教育会議においても、学校再編をテーマにご議論をいただいたところであります。

なお、計画の内容につきましては、これまでの検討の中で説明し、ご確認をいただいておりますことから、省略させていただきます。

以上、議案第66号第2次甲賀市小中学校再編計画（基本計画）の策定についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただ今、議案第66号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

先ほどもお話しいただいたように、パブリック・コメントもかなり時間をかけて細かく読み解いていただいたということですし、いかがでしょうか。

よろしいですか。ここは少し時間をとりますがいかがでしょうか。

これまでからも何度か、もう協議をいただいておりますので。

池田委員

長い時間かけて、ここまで進んでこられたっていうのは本当に、大変お疲れ様でしたということですけども、他人事みたいですけども、ありがとうございました。パブリック・コメントに伴う修正というのは2か所ほどあるんですけども、多くのパブリック・コメントの中か

ら本当にいろいろな意見が出ておりますけれども、この意見をパブリック・コメントに対する修正という形になった、ちょっと経緯とかその辺をお聞かせいただけたらなと思います。

次長（再編担当） この2件につきましては、後ろの方にその意見の回答を書いておりますけれども、例えば、1つ目の学校規模のご意見としては、市内の7割が小規模校だという表現になっているのが恣意的な感じがするのご意見だったんですけれども、文科省の資料を見ますと、お示しているように、4割5割、ここに書いてある数字が全国のアベレージで、そことの比較をした場合にも、当然本市が多いという、そういった数字をですね、お示しするという事で、今回修正させていただきました。もう1つ、過去の地域での協議会での考え方というものに対してですね、それは計画としては我々教育委員会が決めていくことですけれども、地域のご希望ということで、ご要望というかですねそういった考えだということの表現で一部修正させていただいたのが、修正させていただいたものであります。

後、今池田委員おっしゃっていただきましたように、そのほとんどが今後のその個別の課題感というか、例えば通学に関するご意見。よく読み解いていきますと、再編そのものには一定理解はあるけれども、やっぱりそういった課題が修正されなければなかなか実現するのは難しいんじゃないかというようなご意見が多くあったかというふうに受け取っておりますので、そういうことも受けまして、今回参考資料にも付けておりますけれども、パブリック・コメントの結果についてという中にですね、この計画は基本計画であるというところ。それと、いただいたご意見の中で、具体的な意見とか課題については、今後地域のご意見、また、保護者のご意見を承って策定する実施計画の中でしっかりと受けとめて、できるものは反映していく、というような表現を入れたところです。ここは、過日、厚生文教常任委員会でも、パブコメが終わってからお示しさせていただいたときに、同じように、たくさんご意見あるけれども、全部、基本計画には反映が「無」となっている。それでは勿体ないというかですね、やっぱりいただいた意見

をちゃんとしないといけないご意見も賜りましたので、とはいえ、それをすべて基本計画に盛り込むというのは、計画の性質上難しいというところもありましたので、こういうような表現で、記述させていただいたところでもありますし、当然いただいたコメントについてはすべて属性把握をしております。どこの地域からのご意見だというのは、一定分類をしておりますので、今後、そういった地域、中学校区ごとの実施計画を作るにあたっては、そういったところをしっかりと押さえていきたいですし、我々としても課題解決に向けて取り組んでいきたいというふうに思っているところです。

教育長 今もありましたように、ここのパブリック・コメントの生かし方、基本計画への生かし方ではなくて、実施計画において、可能な限り実現できることはそちらに入れていこうということです。

他、ございますでしょうか。

青木委員 パブリック・コメントというか、1つ1つに回答されて、回答された時期ってというのは、それぞれのコメントによって違うんですか、一斉に回答ですか。

次長（再編担当） 一旦、8月1日から31日まで応募期間がありまして、応募を締め切った後に、実際の時系列で言いますと、今日、教育委員会で協議決定いただきましたら、パブリック・コメントのその内容を、こういったご意見を賜ってこういう回答ですっていうのは、今添付しておりますこういう表現というか、実は総括表も出そうと思っておりますし、資料8-2番ですね、これをもうそのまま公表しようと思っておりますので、ひと月分を1回で示すというような流れになると思っております。

青木委員 回答に対して、パブリック・コメントされた方が、これでは物足りんとかそういうような何か、より深めていくような意見を言う場というのが、何か回答をもらった後、パブリック・コメントした人がどうという反応をされるのかなというのはちょっと気になったもので質問させていただきました。

次長（再編担当） まさしく、今後の地域ごとのそういう実施計画の策定であった

り、そういったときに多分ご意見を賜るでしょうし、その意見を書かれた方がその場に加わっていない場合であっても、こういったご意見をいただきましたので、市としてはこういう考え方でもうちょっと踏み込んでですね、お示しができればいいなと思っています。

教育長 他、よろしいでしょうか。

教育長職務代理者 この８－２ですね、パブリック・コメントの意見回答のところ
でやっぱり、この市の考え方、これを明らかに出されたような、納得
がいきます。一応、いろんな意見が出てもそれを大事にしながら、い
ろんな今後その策定後も地域の代表とか、保護者の方たちにちゃんと
オープンにして話をしながら実施計画を図ると。そこに、今おっしゃ
ったように、いろんな思いもまた出せるので、そういうことが表現さ
れたようなことは大きいなと思って読ませてもらいました。

次長（再編担当） ありがとうございます。まさしくこの４月から、私もこの事務
をさせていただいた中で、再編という１つのテーマで、小さな学校に
も出向いてご意見も賜りましたし、議会の方は地域との意見交換をさ
れたり、今回まとめというか、後段でパブコメをさせていただきました。
その過程の中で感じましたのは、再編という課題もありますけれど
も、やはりそれ以外に学校教育であったり、社会教育の地域学校協
働活動であったり、小中一貫教育の話、また特認校の話、この暑さも
関係する中での通学の課題。そういった諸課題が顕在化をしてきたん
じゃないかなというふうに思ってます。次の定例会では、部長の方か
ら報告があると思いますが、一般質問の中でも、やはりそういった再
編という１つのテーブルの中ではあるけれども、小中一貫教育の考え
方や、特認校のあり方を問うご質問も多数いただいたところでありま
すので、教育委員会事務局といたしましては、そういったところをこ
の際、しっかりと課題整理に向けてですね、しっかり議論をし、また
教育委員の皆様にもご相談をさせていただきながら進めていくという
ことになると思っておりますので、野口委員に言っていただきました
ように様々なご意見を、基本計画の中で反映、書いてあるものについ
ての表現とかですね、あとちょっと踏み込んで書かないとなかなかご

説明つかないものについてはこういう書き方をさせてもらったというのが、現状となっています。

教育長職務代理者　ちょっと民間のグループで、この間いろんな話をしてる中に、信楽の小学校も工事がスタートしたっていうことが話題になりました。地域のリーダーの方が、いつも自由に意見を出してくださる場なんです。が、今後は、きちっと決まったもの、それからスタートしているものは、しっかり伝えていかねばならないと思っています。決まったことは、どんどん広げる必要があると思います。身近なところで。

次長（再編担当）　まさしく、我々教育委員会が、実施すべき学校教育の範疇というかですね、やはり限られてくると思っていますので、そうなってきたときは、地域学校協働活動を含んだ地域の取り組みと上手に繋がっていきながら、例えば、学校に行きにくい子どもたちの居場所であったりとか、そういったものも担っていただくような活動であったり、先ほども言っていたいただきましたように地域と、教育長も力入れようと言っている地域学も地域の力がなければ、学校教育の中では展開できないというふうになると思いますので、改めて、学校と地域との繋がりというものを持っていかには子どもたちを学んでもらって、育てていくのか、育ててもらうのかっていうことは、この際、しっかり考えていく必要があるだろうなと思いますし、先ほど申し上げました様々な教育課題の顕在化の中にも、やっぱりそういう地域の力を、どううまくつなげていくのかも1つテーマになってくるかなと思っています。いるところです。

教育長　他に、ご質問等はございませんでしょうか。

（全委員　質問等なし）

教育長　それでは、議案66号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員　異議なし）

教育長　それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、4. その他、連絡事項に入らせていただきます。（1）
近江バラス株式会社安定型産業廃棄物最終処分場建設事業に係る環境

影響評価方法書に対する意見について、説明を求めます。

教育部長

本案件につきましては、追加であげさせていただきました。

これにつきましては、以前からお集まりいただいた中でも、若干話がありました近江バラス株式会社の安定型産業廃棄物最終処分場、こちらにつきましては、土山町の南土山地先に建設が予定されております。こういった環境に大きな影響を与える恐れがあるものにつきましては、環境影響評価、いわゆる環境アセスアセスメントの手続きによりまして、3段階に計画が策定されその都度、地域、また関係行政機関等から意見を聞く、そういった意見について、対応方針を示す、そういった中で合意形成を図っていく形で進められていくものになっております。

これにつきましては、今回3段階の第2段階、環境影響評価方法書についての意見照会という形になっております。それより前に、計画段階環境配慮書が第1段階で意見照会がありまして これにつきましてはすでに終わっております。今回、2段階目の意見照会ということで、これにつきましては、地域でも近江バラス株式会社から説明会があった中で、7月、8月に意見照会がされて地域の方からも意見が出された経過がございます。そのあと、今回は市に意見照会をするという期間になっておりまして、この意見照会につきましては、市のそれぞれの分野からこの事業者に対して、県宛ですけれども、意見を述べる形になっております。そうした中、教育委員会といたしましてもそれぞれの所管課におきまして、細かい部分等につきましては、さらに協議をさせていただきますけれども、今回教育委員会としても、方針を示させていただきたく、皆様方にご報告ご相談をさせていただくものでございます。詳細につきましては、この後次長の方から説明させていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

次長（再編担当）

今、部長の方から概要をお話させていただきました。資料の方を一旦おさらいというかですね、見ていただくので、その他関係資料01で、括弧で県からの意見照会というデータがあるかなと思ってます。これは、先ほど部長も申しました、この2段階目における知事か

ら市長への意見照会というふうになってます。次の2ページ目を見ていただいたら、大体的流れがあるんですけども、赤色で現段階ってありますのが、まさしくここですて、第一段階の計画段階、環境配慮書っていうのは去年のこの時期ですね、6年9月ごろに事業者から知事に配慮書というものが出されて、その配慮書に対して知事が意見を述べるにあたって、また市からの意見を聞きたいという段階があります。

今回は、その時にあった意見等々を踏まえた中で、環境影響評価の方法書というふうになりますので、実際に事前の環境影響評価はどういう手法をもってやるか。供用開始後にどういう評価なり環境アセスメントをしていって、保っていくのか、そういう手順なり方法を記載されたものの書面というふうになります。これにつきましても、知事から意見を事業者に対して付す。その際に、関係市町の意見もつけていくというような、ちょっと段階を踏んでいます。今後につきましては、現地調査であったり、準備書であったり評価書というように段階が上がっていきまして、最後矢印の末には、他法令に基づく許認可・着工というのがありますので、例えば、産業廃棄物の処理場というふうになりますので、その関係する法律に基づいて整備を進めることになりますし、あとは都市計画法等の開発関係の法令に伴う諸手順を踏んでいくということで、今は、環境影響評価のレベルというふうになります。今後どういうふうになるのかというところですけども、ちょっと分厚いデータで大変申し訳ないのですが、その他関係資料02です。括弧で環境影響評価法、要約書というのがあります。これ本来の評価方法書は、280ページぐらいなのですごくボリュームがありますので、その中で重要なことをぐっと圧縮した資料であります。その前段の方には、企業規模等ありますけどサムネイルの19をご覧くださいと思います。ここの中段ぐらいですね、「2.2.6対象事業の工事計画の概要」というのがあるかと思います。これを見ていただきますと、令和6、7、8、9、10、11とありますけれども、今の環境影響評価が、令和9年までこういった手続きがある。並

行して、施設の設計関係をやる。実際に、環境影響評価が終わったタイミングで、令和10年からいわゆる準備工なので木を切ったりされるのだと思います。その後、造成をかけて、具体施設の方で言うと令和11年の途中から入られる。実際には安定型処分場ということで、甲賀のクリーンセンターは、管理型の処分場になっていますので、水の浄化装置の大きな施設があるんですけど、今回は安定型ですので、入ってくるものが管理をしなくても大丈夫な廃棄物が入るという制度的にそういう位置付けの処分場になってますので、一番下側に土が押してこない、擁壁を建てて、若干の浄化装置みたいなものがあるというふうに聞いてますけど、そこまで大きい規模の設備を整備されないで令和11年度をもって、途中ですけども工事が終わるという予定で、令和11年の供用開始を想定ということで計画をされています。こういった中で、先ほど、また関係資料の01に戻っていただきますと、知事から市長に意見はないかということで聞かれています。本来であれば、もう1つ段階の去年の9月段階でもうちょっと突っ込んだ議論みたいなものもあってもいいように思ったのですが、その当時の教育委員会の考え方もあったかと思いますが、事務局の考え方もあったかと思いますが、ただ、早い段階で、教育委員会の考え方っていうのを当然県知事を通してですね、事業者の方に伝えていくということが大事かと思うので、その他、別紙01というのをご覧いただければと思います。経過の部分、1つ目の丸につきましては今ざっくりお話したようなことです。2つ目の経過1の2つ目の丸、本市教育委員会として、今回の事業で設置される廃棄物処理施設の下流域で実施されている市立土山小学校の田村川学習をはじめ、甲賀市青少年活動安全誓いの日条例の前文で規定する青少年の安全な野外活動の場を持続的に確保するため、意見を提出することとしました。制度的に基づき動いてるものですので、今の県の環境影響評価の条例に基づく中で、我々教育委員会としての意見をしっかり伝えていくということが大事だというふうに考えておりますので、その2つ目の意見内容ということでまとめさせていただきました。ちょっと読み上げさせてい

ただきますけれども、本事業で設置を予定されている廃棄物処理施設の下流域にあたる田村川では、20年以上、これは学校につきまして平成12とか14年とか合併前の旧土山町から実施をされてるというふうに聞いておりますけれども、甲賀市立土山小学校において、地域の自然と触れ合う経験を通して自然の持つ強さや豊かさを知り地域の自然に関心を持つとともに、川での色々な体験を通して豊かな体験をする総合学習として田村川学習が実施されている。併せて、甲賀市では平成20年3月に「甲賀青少年活動安全地管理条例」を制定し、次代を担う青少年の安全な野外活動を実施することとしている。ついては、これらの学習や活動を安全に安心して持続的に実施するために、環境影響評価方法書の「6.6 現況調査の実施計画、予測および評価の手法 6.6.4 水質 (2) 水の汚れ(施設の供用)」に対して、次のとおり意見をしますということで、これどこのページなのかといいますと、先ほちょっとデータの、関係資料②をご覧くださいと思います。ここのサムネイルで大分先になります。111をご覧くださいと思います。一番下のページ番号は6-40です。サムネイルで111、実際のページは6-40。ここに、先ほど読み上げました。(2)水の量施設の共用というのが示されております。これ何なのかと言いますと、先ほど申した表の6-6-28へ行ってくださいますと、関連する事業特性、関連する地域特性、ここら辺でその水質の部分をざっくり書いて、その次にポイントとなるのが、6-6-29(1)ですね。実際に、環境影響評価の項目で環境要素の区分、また影響要素の区分で特に影響要素の区分の下、施設の共用というふうにありますので、実際準備段階と施設供用してからというところ。でそれとこの中で、我々として意見を言いたいと思っておりますが、ちょうどこの6-29の(1)の、左から3列目の「調査の基本的な手法」というのがあると思います。そこの「1)水質、流量の状況」ということで、その中の水質の方ですね。「(無降雨時)」というのがあると思います。何が書いてあるかと言いますと、読み上げますと、測定項目は生活環境項目のうちBODとし、1回の調査時に1検体サン

プリングする。測定手法は、「水質汚濁に係る環境基準について」に定める方法とする、というのが1つ、我々が意見をするのに大事なところかなと思います。もう1つが次のページになります。こちらの方で言いますと、上から2ですね、調査期間等っていうのがあるかと思いますが、これはこの水質調査をどの時期にするかが書かれてますけれども、「1）水質、流量の状況、次の2）流れの状況」で無降雨時4回、春、夏、秋、冬とするということで書かれているところで、この部分に対して、もう一度一番初めの別紙01をご覧くださいと思います。

「2. 意見内容（案）」の大きく2つ、1番、2番とあります。「調査の基本的な手法」の水質調査については、BODだけでなく、環境省の「人の健康の保護に関する環境基準」及び「生活環境の保全に関する環境基準」で規定される全ての項目を測定すること、ということで意見をしたいと思っています。これにつきましては、こちら資料の方をご覧くださいますと、次の関係資料の03の方で、人の健康の保護に関する環境基準、関係資料の04の方で、今の生活環境の保全に関する環境基準、2つあります。これは、国なり県なりが、特に県なりが一級河川等では年何回か調査をしている項目ですし、我々野洲川から水をあげて、市の水道に回したりしていますけれども、そこでもやってるものです。まさしく人の健康の保護に関する環境基準については、カドミウムであったり、もう直接的に人体に影響するような項目ですし、次の生活環境の方につきましても、今のBODだけでなく大腸菌であったりpHであったり、そういった要素も入ってますので、こういったところも基本的には我々行政がする場合には入ってくるものでありますし、BODだけでは、子どもたちが川で遊んでいるときにBODだけ調べてても本当に影響ないのが課題となりますので、今回意見としては、安全に安心して野外活動ができる。土山の子どもたちが田村川学習できる、そういったところをしっかりと担保してもらいたいというところを受けた中で、すべての項目を測定してください。というのが1つ目。

2つ目が、「調査時期等」の調査時期、ちょっとこれまた文章を整理

しますけれども、調査結果に基づき安心して河川での野外活動が実施される時期とすること、ということで、今の事業者から出されたことについては、無降雨時の4回春夏秋冬、その上の段には、予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期とすると書いておりますけれども、何をもってということになりますので、やはり、後段の方の自然環境に触れるというときには、そういった春と夏に評価をするって書いてますけど、そこには水質項目が入ってませんので、一旦ここでしっかりと押さえていくことが大事かなと思っておりまして、こういう形で事業者に対する意見を県知事を経由して出していくと、教育委員会としてはと思っています。

今後は、市民環境部長から、全庁的に照会が来ていますので、例えば産業経済部の農業面からも挙がってくるかも知れませんし、教育委員会としてはこういう内容で挙げさせていただいて、最終的には全庁的に見て、同じような項目だとか調整をかけたりするかと思いますが、今の中ではこれで市民環境部に対して、意見として提出をしていくという方向で進めたいなと思っていますところです。ちょっと長くなりましたけれども、説明は以上です。

教育長 ただ今のその他事項について、何かご質問等ございませんでしょうか。

松山委員 この件に関しまして、まずたくさんの資料をつけていただいて、ご検討いただきましてありがとうございます。お調べいただいたように、土山小学校の田村川学習がずっと続いてきているということ。それから、最近小学校と地域の学習をしっかりとやっていこうという観点から、その学習は続けていくべきだなと思いますので、それが安全ということを保障された上で続けられるように、教育委員会としましては子どもたちの教育の中での安全を担保していただきたいということから、話を上げていただくということで、ありがとうございます、よろしくお願いいたします。

教育部長 今の、まさに松山委員のご意見のとおりで、これをもって田村川学習をやめるとか、場所を変えるというのは、やはり地域学を推進する

立場としては、もうこれはもう耐え難いものだという判断のもとに、いろいろ考えさせていただいたところでございます。そうした中で、意見聴取の中でもいろんな意見、感情的な部分で、こういう思いがあるとかという意見もあることはあるのですけれども、やはりこういった回答をするにあたっては、数字的な根拠を持った部分で、こういうふうにして欲しい、それに対して答えをいただくというのが、最も合理的かなというふうに考えたところでございます。そういったところにあって、やはりこの処理場のすぐ下で、田村川学習をする。当然水の中に入りますから、体も水に浸かりますし、もしかしたら口に入る可能性もあるというところもございますので、水質の健康的な数値については万全を期したいということで、BOD以外の部分についても盛り込みたい。盛り込んでいただきたいという、ここで安全を保障した中で初めて、田村川学習をやっていききたい。これが児童の安全、また保護者の方の安心に繋がるという思いの中でまとめさせていただいたところでございます。経過については以上になりますので、先ほども次長申し上げましたとおり、他の意見と集約した中で、甲賀市にとって、この産業廃棄物の処理場がどうあるべきかという部分については、しっかりと市長部局と連携をとりながら訴えていかなければならないと思うところでございます。

教育長 他にご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、続きまして、（２）甲賀市教育委員会（１０月定例会）について、（３）甲賀市教育委員会委員協議会（１０月）について、説明を求めます。

教育総務課長 （２）甲賀市教育委員会（１０月定例会）については、令和７年１０月２１日火曜日午後２時から、（３）甲賀市教育委員会委員協議会（１０月）については、令和７年１０月７日火曜日午後２時から開催させていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今の連絡事項について、何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、連絡事項につきましては終わらせていただきます。

 続きまして、2.報告事項(2)市内小中学校における児童生徒の状況報告について、資料5に基づき報告を求めます。

 これより後は、非公開の案件となりますのでよろしくお願いします。

《以下、非公開》

報告事項(2) 市内小中学校における児童生徒の状況報告について

教育長 それでは、以上をもちまして、令和7年第16回甲賀市教育委員会定例会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔閉会 午後2時34分〕